

# 保護者のみなさまへ

## 平成30(2018)年度 豊中市私立幼稚園児保護者補助金の交付について(お知らせ)

豊中市では、私立幼稚園児の保護者に対して、就園にかかわる保護者負担の軽減等をもって、幼稚園教育の振興を図っています。また、豊中市は平成26年度から国の制度である就園奨励費補助金を本補助金に含めて交付することとなりました。

なお、本制度の申込み、請求および変更につきましては、書類の最終提出期限が平成31年3月12日(火)必着となっております。最終期限日までに添付書類が提出されない等の場合、階層区分はD2となります。

申込手続・支払方法等につきましては、以下の内容をよくお読みください。

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1  
豊中市役所 こども未来部  
子育て給付課 入所入園係  
☎6858-2252・2253

### < 豊中市における幼稚園児保護者助成制度 >

#### 申し込みの方法

1. 提出期間 平成30年6月18日(月)～6月25日(月) (期日厳守)
2. 提出先 各私立幼稚園
3. 提出書類 豊中市私立幼稚園児保護者補助金交付申込書  
[別紙「保護者記入例」を参考に、ご記入ください。]
4. 対象者 豊中市内に住んでいて、私立幼稚園(豊中市外の私立幼稚園も含む)に子どもを通園させておられる保護者の方。  
※ 認定こども園および「子ども・子育て支援新制度」に移行した私立幼稚園に通園させておられる保護者の方は当補助金の対象外です。

#### 補助金の交付の決定及び時期

- 交付決定 : 11月初旬に幼稚園を通じてお知らせします。
- 補助金の支払予定日: 上半期・下半期に分けて支払います。  
上半期分(4月～9月) 11月30日(金)  
下半期分(10月～3月) 3月29日(金)

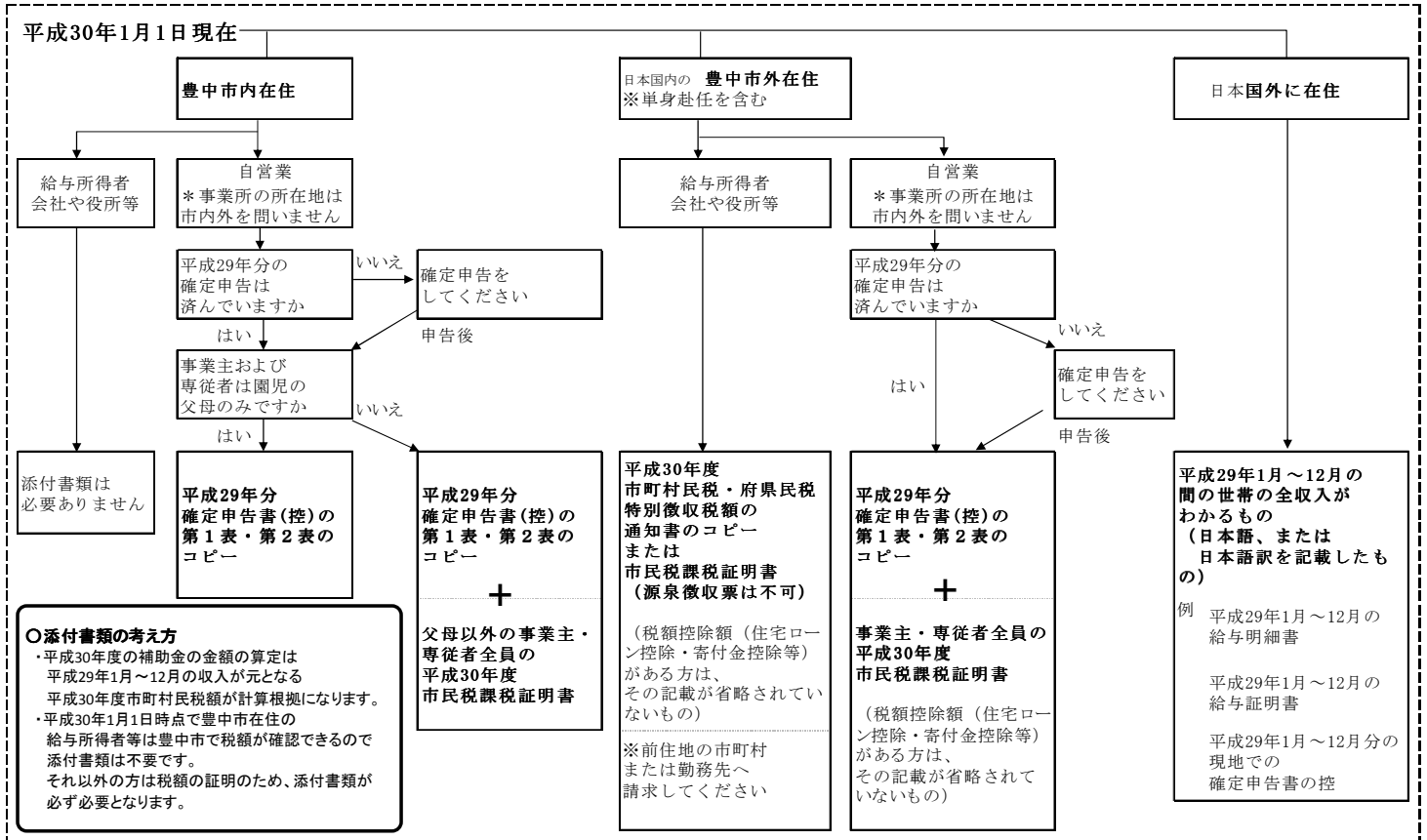
#### 口座振込について

- ゆうちょ銀行を振込先にご指定の場合は、必ず、口座振込用の支店番号と口座番号をご記入ください。
- 口座番号・名義人に誤りがないか等、提出前に再度ご確認ください。  
誤りがある場合は期日に振り込めないことがあります。
- 預金口座は、平成31年4月上旬まで解約しないでください。補助金の振込ができなくなる恐れがあります。
- 転居などにより口座を変更される場合は、必ず子育て給付課入所入園係までご連絡の上、各私立幼稚園にある口座振込変更依頼書の子育て給付課入所入園係へご提出ください。
- 海外転出の場合は、口座を解約しないでいただければ、その口座に振り込みします。

#### 平成30年度の改正点について

- 一般世帯(補助金額表の「それ以外の世帯」)の市民税所得割額が77,100円以下の世帯の負担を軽減します。
  - ・ C1階層、C2階層の第1子、第2子の補助額を拡充します。  
(※第3子以降はすでに補助限度額です)

添付書類



市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯であって、身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けた者、または特別児童扶養手当支給対象児童または障害基礎年金の受給者が在宅している場合	→	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特別児童扶養手当、障害基礎年金の証書の写し
生活保護を受給している場合	→	福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書(コピー不可) ※担当者に請求してください。
市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯であって別居の扶養しているこどもがいる場合	→	遠隔地用の保険証など、生計同一であることがわかる書類
市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯であってひとり親(保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者)である場合	→	児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、遺族年金証書、ひとり親家庭医療証の写しまたは戸籍の謄本

注意事項

- 平成 29 年分の所得について市民税の申告をされていない方は審査できませんので、必ず市民税の申告を済ませておいてください。
- 添付書類が間に合わない場合、申込書は期日までに提出し、添付書類を後日、子育て給付課までご送付ください。(添付書類の余白に園児名・園児の生年月日・幼稚園名を明記してください。)
- 源泉徴収票は使用できません。(市民税額の記載が無いため)
- 書類の年度間違いにご注意ください。特に課税証明は平成 29 年中の所得に基づく市民税額等を証明する「平成 30 年度市民税課税証明書」になりますのでご注意ください。(「所得証明書」ではありません)
- 年度途中に家計または世帯の急変があった場合は、子育て給付課入所入園係までご連絡の上、豊中市が指定する期日までにお手続きください。  
(例) 市民税額の変更・失業・廃業・再就職・離婚・結婚・生活保護の開始、廃止・災害等による被害
- 父母以外に家計の主宰者(園児を扶養する者など)がいる時はその方の書類もご提出ください。
- 市民税が特別徴収と普通徴収のいずれもある方は、両方の書類をご提出ください。
- 上記のいずれの場合も、添付書類等の手続きが平成 31 年 3 月 12 日(火)に間に合わない場合は階層区分が D2 になります。

## 補助金額について

下記「補助金額表」を参照してください。年度途中で入退園、在園のまま豊中市から他市町村へ転居または休園等された場合は、次の算式による額になります。

(入園金支払年度)：『補助金額(年額) × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15 (100円未満を四捨五入)』

(上記以外)：『補助金額(年額) × (保育料の支払月数) ÷ 12 (100円未満を四捨五入)』

このため、当初の決定通知書に書かれた金額と、実際に支給される金額が異なる場合があります。

在園のまま他市町村から豊中市へ転入された場合は、次の算式による額になります。

(入園金支払年度)：『補助金額(年額) × (保育料の支払月数) ÷ 15 (100円未満を四捨五入)』

(上記以外)：『補助金額(年額) × (保育料の支払月数) ÷ 12 (100円未満を四捨五入)』

また、保護者の方が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助金年額を下回る場合は、当該支払い額を補助限度額とします。

## 補助金額表(年額)

区分 補助対象となる世帯 (平成30年度市民税額) ※1		ひとり親・在宅障害等の世帯※2			それ以外の世帯		
		生計同一のお子さんの中で1番目の子 ※2	生計同一のお子さんの中で2番目の子 ※2	生計同一のお子さんの中で3番目以降の子 ※2	生計同一のお子さんの中で1番目の子 ※2	生計同一のお子さんの中で2番目の子 ※2	生計同一のお子さんの中で3番目以降の子 ※2
A1	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
A2	市民税非課税世帯	308,000円	308,000円	308,000円	272,000円	308,000円	308,000円
B	市民税所得割額非課税世帯	308,000円	308,000円	308,000円	272,000円	308,000円	308,000円
C1	市民税所得割額が65,400円以下の世帯	272,000円	308,000円	308,000円	187,200円	247,000円	308,000円
C2	市民税所得割額が77,100円以下の世帯	272,000円	308,000円	308,000円	187,200円	247,000円	308,000円
区分	補助対象となる世帯 (平成30年度市民税額) ※1	小学3年生以下のお子さんの中で1番目の子 ※3	小学3年生以下のお子さんの中で2番目の子 ※3	小学3年生以下のお子さんの中で3番目以降の子 ※3	小学3年生以下のお子さんの中で1番目の子 ※3	小学3年生以下のお子さんの中で2番目の子 ※3	小学3年生以下のお子さんの中で3番目以降の子 ※3
C3	市民税所得割額が211,200円以下の世帯	73,000円	185,000円	308,000円	73,000円	185,000円	308,000円
D1	市民税所得割額が370,400円以下の世帯	19,800円	154,400円	308,000円	19,800円	154,400円	308,000円
D2	市民税所得割額が370,400円を超える世帯	6,000円	154,400円	308,000円	6,000円	154,400円	308,000円

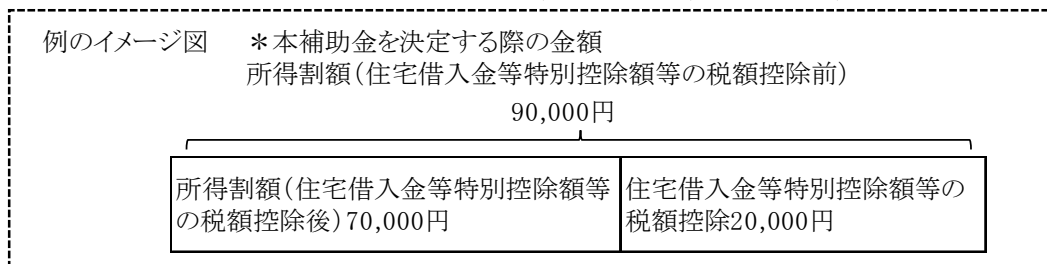
### ※1 補助基準となる平成30年度市民税額について

- ① 基準となる市民税所得割額には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除を含みません。

例) 市民税の決定通知の所得割額(住宅借入金等特別控除額等の税額控除後)：70,000円

住宅借入金等特別控除額等の税額控除：20,000円

\*本補助金を決定する際の金額：70,000円 + 20,000円 = 90,000円



- ② 市民税所得割額が合算される場合があります。

- 保護者(父母)2人に収入がある時は2人の税額が合算されます。
- 保護者(父母)以外に家計の主宰者(園児の扶養など)がいる時は、その方の税額も合算されます。
- 保護者(父母)のいずれかが事業主で専従者がいる時は、専従者全員の税額が合算されます。
- 保護者(父母)のいずれか、または2人が専従者の時は、事業主と他の専従者全員の税額が合算されます。

※2 市民税所得割額が 77,100 円以下である場合、生計同一であるお子さんすべてを入れて何番目のお子さんであるかを数えますが、私立幼稚園に在園していないお子さんは補助金の対象ではありません。

例) お子さんが小学校 5 年生、小学校 2 年生、幼稚園 5 歳児、幼稚園 3 歳児の 4 人だった場合、この補助金上でのお子さんの数の数え方は 4 人となります (小学校 5 年生のお子さんも数えます)。

例) 小学校 3 年生以上の子がいる 4 人きょうだいの場合

補助算定対象	生計同一の小 4 以上のこども (下宿など別居も含む)	小学 5 年生 第①子	補助算定対象は生計同一のすべての子どもを数えます
	小 3		
	小 2	第②子	
	小 1		
補助対象	年長	第③子	第③子と第④子の合計額が世帯の合計補助額になります。
	年中		
	年少	第④子	
	満 3 歳		

幼稚園 5 歳児は生計同一であるお子さんの中で 3 番目の子に該当します。  
幼稚園 3 歳児は生計同一であるお子さんの中で 4 番目の子に該当します。  
小学校 5 年生と小学校 2 年生のお子さんは補助金の対象になりません。

左記例の世帯の市民税所得割額が 70,000 円の場合、補助金額表を確認しますと、C2 ということが分かります。  
C2 の場合、第③子は 308,000 円  
第④子は 308,000 円なので  
合計 616,000 円が補助額になります。

※3 市民税所得割額が 77,101 円以上であり、小学 1～3 年生のお子さんがある場合、小学 1～3 年生のお子さんを入れて何番目のお子さんであるかを数えますが、小学生のお子さんは補助金の対象ではありません。

例) お子さんが小学校 5 年生、小学校 2 年生、幼稚園 5 歳児、幼稚園 3 歳児の 4 人だった場合、この補助金上でのお子さんの数の数え方は 3 人となります (小学校 4 年生以上のお子さんは数えませんが)。幼稚園 5 歳児は小学校 3 年生以下のお子さんの中で 2 番目の子に該当します。幼稚園 3 歳児は小学校 3 年生以下のお子さんの中で 3 番目の子に該当します。小学校 5 年生と小学校 2 年生のお子さんは補助金の対象になりません。

例) 小学校 3 年生以上の子がいる 4 人きょうだいの場合

補助算定対象	小 4 以上	小学 5 年生 補助算定対象外	補助算定対象は小学 3 年生以下の子どもを数えます
	小 3		
	小 2	第①子	
	小 1		
補助対象	年長	第②子	第②子と第③子の合計額が世帯の合計補助額になります。
	年中		
	年少	第③子	
	満 3 歳		

補助算定対象となるのは以下の場合です。

- ・小学校 1 年～3 年に兄弟がいる場合
- ・就学前の兄弟が、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に在籍している場合
- ・就学前の兄弟が、児童発達支援サービスを利用 (児童発達支援センター、医療型児童発達支援センターに通所する場合や児童デイサービスを利用する場合も含む) している場合

左記例の世帯の市民税所得割額が 120,000 円の場合、補助金額表を確認しますと、C3 ということが分かります。  
C3 の場合、第②子は 185,000 円  
第③子は 308,000 円なので  
合計 493,000 円が補助額になります。